

令和8年度

「四無量心」 しむりょうしん

お墓・埋葬に関する法律があります。

お墓や埋葬に関する法律は私たちの社会生活において重要な役割を果たしています。こうした法律は、公衆衛生や地域社会の調和を保つとともに個人の尊厳を守るためにも必要不可欠です。

墓地埋葬法は埋葬や火葬、墓地の管理について規定した法律で、社会的・文化的な背景の変化や公衆衛生上の必要性から制定されました。

日本では仏教伝来とともに火葬が知られるようになり、江戸時代からは都市部で火葬が普及、墓地は寺院に併設されるかたちとなりました。明治6年（1873年）に一時「火葬禁止令」が出されましたが、公衆衛生上の必要性からすぐに撤回されています。そして、この時期から墓地や埋葬に関する規制が徐々に整備され、地域ごとの条例や慣習が補完的に用いられるようになりました。その後、第二次世界大戦後の社会的混乱のなか、墓地の乱開発や不適切な管理が顕在化。こうしたことを受け、昭和23年（1948年）に現行の墓地埋葬法が制定され、墓地の設置や火葬場の運営について全国統一の基準が定められました。

近年では少子高齢化やライフスタイルの多様化に伴い、墓地の利用形態や埋葬方法にも変化が生じています。樹木葬、散骨など新しい供養方法への需要が高まっており、それに対応したガイドラインや規制の整備が進められています。墓地埋葬法は、歴史的背景と現代の課題を反映しながら、社会の変化に応じて柔軟に対応するかたちで運用されようとしています。



山形霊園は、2026年6月28日午前10時よりかねてより整備を進めてまいりました「天空庭園特別区」のオープンセレモニーを開催する予定です。現代社会のニーズに対応すべく墓じまい付の「天空葬」や「自然葬」なども用意させていただいております。

また、セレモニーにおいては（山形交響楽団）による管楽複重奏による霊園全体に響き渡る（鎮魂の曲）を演奏予定です。この機会に山形霊園利用者皆様にとってもご先祖様を想うひと時になれば幸いに存じます。

お知らせ

■ 営業日・時間

- 営業日：火曜日～日曜日（月曜日定休日）
但し、春彼岸、お盆、秋彼岸の間中は休まず営業いたします。
- 営業時間：午前10時～午後4時
※冬期間は積雪、凍結等の状況により、墓地入口を閉鎖させていただきます。

■ お参り用の花販売について

- 春彼岸期間中
- お盆期間中
- 秋彼岸期間中

■ お願い

- 8月13日お盆のお参りについて
毎年、午前10時～午後2時までの間、非常に混雑し近隣での渋滞が発生します。
お参りの方は可能な限り日時をずらしていただきますようお願いいたします。
- お参りの際には、お供え物はお持ち帰り頂くようお願いいたします。
- ろうそくや線香の火は、火災の原因になる恐れがありますので消してからお帰りください。

■ 諸手続きについてのお願い

墓地使用者（契約者）や、連絡者の住所・電話番号などの記載事項に変更がありましたら、すみやかに霊園（023-625-2977）へご連絡をお願いいたします。

■ 墓地に埋葬する際の手続きについて

「埋葬許可証」を提出していただき、許可を得てから埋葬して頂くことになります。尚、前もって納骨予定日時が決定したら、事前に連絡をお願いいたします。

■ 骨箱、卒塔婆の処分について

- 骨箱のお焚き上げ料金は2千円をご負担願います。
- 卒塔婆のお焚き上げ料金は1千円をご負担願います。

■ 造花の散乱について

風害やカラスのいたずらにより散乱した造花は、当園にて回収させていただきます。

公益財団法人 山形霊園
〒990-2332 山形市飯田五丁目25番7号
電話・FAX 023-625-2977
<https://www.yamagatareien.or.jp>